

京都大学	博士 (法 学)	氏名	藤 村 直 史
論文題目	立法組織と議会政治：日本における内閣総理大臣の指導力と政党の一体性		
(論文内容の要旨)			
<p>現代の民主主義国で、政治過程の中心的役割を担っているのは政党である。しかし、政党は一枚岩のアクターではなく、所属議員間での協調と対立を内包している。そのために、議員個人にとっての合理的行動が政党全体にとって望ましくない結果をもたらすこともある。さらに、政党は、国全体の利益を実現するため、そして有権者から党の統治能力に対する支持を獲得するために、所属議員の多くが反対するような政策を実現しなくてはならない場合もある。</p> <p>本論文は、政党が、第一に内部に存在する議員間の政策的立場や利益の相克・対立をいかに克服しているか、第二に所属議員が反対する政策をいかにして実行しているのか、を分析する。分析の対象は日本の自由民主党である。</p> <p>本論文が強調するのは、内閣総理大臣（自民党総裁）の強いリーダーシップによって自民党の高い一体性が維持されてきたことである。具体的には、総理大臣は、①衆議院の解散権と造反議員の除名、②政策形成へ参加できる議員の選別、③有権者から支持という3つの資源を用いて、政党の一体性を維持していると主張する。</p> <p>第1章で本稿の概要を述べた後に、第2章では、政党の一体性や政党執行部の指導力を理論的に考察している。他国と比較して、日本では、選挙制度上、議員は自身の議席維持について政党リーダーから一定の自律性を有しており、低い政党の一体性が予測される。しかし、実際には、議場投票における政党の一体性は極めて高い。その原因を、内閣総理大臣が、上記の3つの資源を用いて、与党議員を統制して一体性を確保していることを、第3章以下で明らかにする。</p> <p>第3章は、総理大臣が衆議院の解散権と造反議員の除名権を持っていることで、政党の一体性を維持していることを明らかにしている。総理大臣が、この2つの権限を握っているというまさにその事実が、与党議員が政府・与党の法案に造反することを抑止している。そのメカニズムは以下の通りである。与党議員がある政府提出法案に不満を持ち、否決しようとする場合、否決に失敗すれば、彼らは党から除名されるか、その危機にさらされる。一方、法案の否決に成功したとしても、衆議院が解散されれば、彼らは高い確率で政権の一員の地位を失う。すなわち、与党議員が実際に政府提出法案への造反行動をとれば、成功しても失敗しても、与党の一員としての地位を失うのであり、それゆえ、彼らは、たとえ法案に反対であっても、党議に従った議場投票を行なうのである。</p>			

第4章は、総理大臣が、与党議員の国会委員会への所属を管理することによって造反を防ぎ、政党の一体性を維持していることを明らかにしている。総理大臣は、政権を維持し党運営を円滑に行なうためには矛盾する二つのことを行わなければならない。第一は個々の議員が個別の選挙事情に応じた利益を実現することであり、第二は議員を一体的に行動させ政党としての集合的決定を行なわせることである。総理大臣は、どの議員をどの委員会に所属させるかを決めることによって、この二つを両立させている。すなわち、地理的に限定された効果を持つ特殊利益の分野では、議員に所属や決定を委ね、全国的な効果を持つ一般利益の分野では、党内で平均的な政策的立場を持つ議員を任命することによって、総理大臣は、党の一体性を確保しようとするのである。

第5章は、財政政策の分野において、総理大臣が有権者から高い支持を得ることで、与党の一体性を確保していることを明らかにしている。有権者から総理大臣への高い支持は、与党の評判を高め、与党議員全体の再選可能性を高める。したがって、与党議員は、議員個人の評判を低下させてもそれ以上に政党の評判が高まり、全体としての再選可能性が上昇するのであれば、総理大臣に従う。その点で、総理大臣は、有権者からの自身への高い支持を、与党議員を従わせる資源として利用している。

最後の第6章では、全体の要約を行なった後、本稿の知見が比較政治や日本政治研究に対してもつ含意と今後の課題を提示している。

本論文は、比較政治学の文脈においては、政党の一体性は単に公的な制度のみならず、アクターの戦略や行動によって決定されることを提示している。また、本論文は、日本政治研究の文脈においては、日本の内閣総理大臣を、党内に存在する政策や利害の対立を調整して所属議員を一体的に行動させると同時に、所属議員の反対を乗り越えて国全体の利益、ひいては政党全体の利益を実現する強い総理大臣像を示している。

(論文審査の結果の要旨)

本論文の基本的な主張は、内閣総理大臣が政策形成において強い指導力を有していることを明らかにすることである。その根拠として挙げられているのは、第一に総理大臣の衆議院解散権と議員の除名権（3章）、第二に与党議員の常任委員会への所属の決定（4章）、第三に主に経済財政政策における有権者からの支持調達力（5章）である。

本論文の特徴は、日本政治研究の文脈においては、日本の内閣総理大臣を、従来の研究のように脆弱な存在と捉えるのではなく、政党内に存在する政策や利害の対立を調整して所属議員を一体的に行動させることによって、所属議員の反対を乗り越えて政党全体の利益を実現する、強い総理大臣像を提示していることにある。そして、比較政治学の文脈においては、政党の一体性は単に公的な制度ではなく、政党リーダーによる公的権力の行使、立法組織の設計そして有権者からの支持調達というアクターの戦略や行動によって決定されることを提示していることにある。

筆者の主張を裏付ける3章から5章までの各章は、それぞれ周到な工夫が凝らされ、丹念なデータ分析がなされている。たとえば、4章は、議員の政策的な立場を6つの質問に対する議員の回答を基礎データとして、これに主成分分析を施すことで平均的な立場からの逸脱の程度を算出し、それと所属委員会との関係を分析することによって、逸脱的な議員は農林水産委員会等の特殊利益を扱う委員会に所属し、平均的な議員は外交委員会等の一般利益を扱う委員会に所属していることを明らかにしている。

もちろん、理論展開に不十分なところがないわけではない。リーダーシップの主体が内閣総理大臣として描かれてはいるが、実態は首相官邸と捉えられるべき部分があること、対象となった総理大臣に小泉純一郎が含まれているために通説批判としては迫力に欠けること、「分担管理の原則」等の制度的な拘束要因への目配りが不十分であることがその例である。

しかし、筆者の議論は新たな視角と実証によって通説に対する有力な批判となっている。通説をなお唱えるためには、本論文に対して正面から反論をしなければならないであろう。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。

なお、平成22年2月10日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。

